

基本方針



第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）

～志を育み、明るい未来の創造へ～

目指す姿

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、一人一人の多様な個性が輝き、我が国やふるさと宮城の復興とその先にある持続的な発展を支え、よりよい未来を主体的に創造する高い志と思いやりを持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、一人一人が幸福や生きがいを感じながら、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

計画期間：平成29年度～令和10年度

目 標

- 1 生命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。
- 2 夢や志の実現に向けて主体的に学び、考え行動し、絶えず変化する予測困難な社会を生き抜く人間を育む。
- 3 ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の持続的な発展を支える人間を育む。
- 4 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。
- 5 生涯にわたり学び、相互に多様性を認め、高め合い、幸福や生きがいを感じながら充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

学校教育の方針

学校教育は、人間尊重の精神に立ち、子供の豊かな人間性の育成を目指して行わなければならない。このため、関係法令及び「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」にのっとり、学校の創意工夫を生かし、子供の充実した学校生活の実現を期すとともに、自立して生きるための基礎・基本の確実な定着を図り、夢と志を持ち、その実現に向けて努力する、心身ともに健やかな子供の育成に努める。

教育施策の基本方向

(平成29年3月策定(令和6年3月改定) 第2期宮城県教育振興基本計画(改訂版)より)

1 豊かな人間性と社会性の育成

- ・ 本県独自の取組である「志教育」を一層推進し、社会性や勤労観、職業観の涵養を図るとともに、「志教育」を通して何事にも確かな意欲を持って取り組むことにより、知・徳・体のバランスの取れた人格の形成を促し、生きる力を育みます。
- ・ 道徳教育や様々な体験活動、文化活動、読書活動等を通して、生命を大切にし、多様な価値観を理解しながら互いに尊重し合う心や社会の一員としての規範意識、美しいものや自然に感動する心など、豊かな心を育みます。
- ・ 人権尊重の精神を基盤として、差別や偏見をなくし、いじめに向かわない心を育むとともに、いじめに向かわない学級・学校づくり、関係機関との連携を一層強化した「チーム学校」としていじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

2 健やかな体の育成

- ・ 生涯にわたり健康で活力ある生活を送るため、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、子供の運動習慣の確立に取り組むとともに、子供たちが仲間と関わり合いながら協力して競い合うなど、楽しみながら運動できる機会の創出や学校体育の充実を図り、体力・運動能力の向上に取り組みます。
- ・ 食を通じた心身の健全な育成に向けて、子供の頃から食に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けて実践するため、食育の推進を図ります。また、家庭、地域の関係機関と連携して学校保健の充実を図ります。

3 確かな学力の育成

- ・ 子供たち一人一人が自らの可能性を最大限に伸ばせるよう、学ぶ意義や有用性を実感しながら主体的に学び、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、学んだことを活用して課題の発見・解決につなげていく力を育成します。
- ・ ICTを効果的に活用した教育を進めることで、知識の理解の質を深め、多様な子供たちの資質・能力を育むとともに、急速に進むデジタル社会の中で、子供たちが情報や情報手段を主体的に選択し、自ら学び、考え、行動できる力を育成します。
- ・ 国際化が進展する中で、他国の文化等を理解し、世界の人々と積極的にコミュニケーションが行える能力を育成します。また、シチズンシップ教育や環境教育を通して、社会を支える一員として必要な資質・能力を育成します。

4 幼児教育の充実

- ・ 幼児期を「学ぶ土台づくり」の時期として捉え、家庭、幼稚園、保育所等のいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学する時期までに、子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指します。
- ・ 各地域において幼児教育を推進していくため、研修などを通じて教員等の資質向上を図るとともに、市町村の幼児教育推進体制づくりを支援します。

5 多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進

- ・ 障害のある子供たちの自立と社会参加を目指し、障害の特性や状態に応じた乳幼児期からの切れ目ない支援や、連続性のある多様な学びの場の充実を図ることで、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を展開します。
- ・ 様々な個性や能力、背景を持つ子供たちの教育的ニーズに対応しながら、共生社会の実現に向けて、子供たちが共に学び、互いに認め合う態度を育成します。

6 社会の発展を支える力と郷土を愛する心の育成

- ・ 学校と地域や産業界などが連携・協働し、ふるさと宮城への愛着や誇りを持ちながら国際的に活躍する人材や、地域の持続的な発展を支える職業人の育成など、宮城の将来を担う人づくりを進めます。
- ・ 自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進するとともに、伝統・文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する心を養います。また、郷土の財産である文化財を後世に保存・継承しながら、地域活性化に向けて活用を図ります。

7 命を守る力と共に支え合う心の育成

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、地域と連携した学校防災体制を構築するとともに、教職員の災害対応力の向上などを通じて、いかなる災害にあっても児童生徒等の命を確実に守る体制づくりを進めます。
- ・ 災害や様々な危険から自らの命を守り、他者を助ける力を身に付けられるよう、地域と連携しながら、発達の段階に応じた系統的な防災・安全教育を推進します。

8 学びの保障と教育機会の確保

- ・ 全ての子供たちにとって「魅力ある・行きたくなる学校」を目指した学校教育活動を推進するほか、学校、市町村、民間施設等の強い連携のもと、学校に登校していない子供たちの教育機会の確保や、様々な困難を抱える子供たちへの支援に取り組みます。
- ・ 子供の貧困問題への対応や教育を受ける権利などを踏まえ、就学支援や学習支援、居場所づくりなどにより、「学びのセーフティネット」の構築を図ります。

9 安心して楽しく学べる教育環境づくり

- ・ 家庭や地域の信頼に応え、連携を深めながら子供たちの成長を支えていくため、地域とともにある魅力ある学校づくりを進めるとともに、社会の変化に対応し、県立高校の改革を推進します。
- ・ 多様化、複雑化する教育課題に対応し、教育水準の向上を図り、子供たちの学びを一層豊かなものとするため、働き方改革を進め教員としての本来の職務に専念できるようにするとともに、高度な教育的実践力やその基盤となる教育への情熱、社会の変化に適応するための知識及び技能といった資質能力の総合的な向上を図ります。
- ・ 子供たちが安全で質の高い教育環境の中で安心して楽しく学ぶことができるよう、学校施設の計画的な整備を推進します。また、建学の精神に基づき特色ある教育を展開する私立学校が果たしている役割の重要性を踏まえ、私学への支援を行います。

10 学校・家庭・地域が連携・協働して子供を育てる環境づくり

- ・ 家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、基本的な生活習慣や自立心、思いやりの心などを育み、心身の調和の取れた発達のために重要な役割を果たすものであり、また、家庭教育は全ての教育の出発点であることから、家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を支える環境づくりを進めます。
- ・ 「みやぎの協働教育」を更に充実・発展させ、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、それぞれの役割を適切に果たすことができるよう支援するとともに、子供たちがスポーツや文化芸術活動に親しむことができる機会の確保に向けて、必要な体制整備を進めます。
- ・ 学校・家庭・地域の連携・協働のもと、スマートフォンなど情報機器の利便性と危険性についての理解促進や、放課後における居場所づくり等を通じて、子供たちが安全で安心できる環境づくりを進めます。

11 生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

- ・ 県民誰もが、自分を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、どのような環境にあっても学ぶことができ、その成果を様々な形で生かすことのできる環境づくりを進めます。また、地域における多様な学習活動への支援を通じて、地域コミュニティの活性化を図り、社会的包摂の実現につなげます。
- ・ 生涯を通じて豊かで活力ある生活を実現するため、文化芸術活動を推進し、豊かな人間性や創造性を育める環境づくりに取り組むほか、スポーツに親しみ、楽しめる環境を整え、充実したスポーツライフを送ることができる社会を目指します。

管内の生涯学習基本方針

「第2期宮城県教育振興基本計画」（改訂版）に基づき、学校教育と社会教育の連携から更なる一体化を図り、子供たちと地域の人々が共に学び、関わり合い、心豊かで充実した生活ができる生涯学習社会の実現を目指す。

学校教育と社会教育が連携した生涯学習の振興 ～志を育み、明るい未来を担う人づくり～

高い志と豊かな心を育む生涯学習

学校教育の基本方針

幼稚園においては、幼児期を「学ぶ土台づくり」の時期とし、幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、計画的な環境構成を通じて、幼児に「生きる力」の基礎を培う教育活動の推進に努める。

小・中学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」を実現し、子供たちの未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するための教育活動の推進に努める。

社会教育の基本方針

1市1町からなる管内であることを生かし、生涯にわたり学び、相互に多様性を認め、高め合い、幸福や生きがいを感じながら充実した人生を送ることができる地域社会の形成に努める。

家庭・地域社会・教育現場・行政による連携のより一層の強化・深化を図り、それらが協働することにより、それぞれが担う教育環境（「学びと実践の循環」が生まれる場）の向上に努める。

課題の共有と連携
人材の交流
地域と学校の協働による
教育活動の実施

【重点】

< 幼稚園 >

- 1 幼児期の発達の特性を踏まえた教育課程の編成と、創意と工夫に満ちた特色ある園経営
- 2 一人一人の幼児の特性に応じた指導の充実
- 3 家庭や地域、保幼小との連携の推進と小学校教育への円滑な接続

< 小学校・中学校 >

- 1 感性豊かな心とたくましい心身の育成
- 2 確かな学力の育成
- 3 家庭・地域と連携・協働した誰一人取り残さない学校づくりの推進

【重点】

- 1 社会教育の推進
- 2 家庭・地域・学校による協働教育の推進
- 3 家庭教育支援の充実
- 4 青少年活動支援の充実
- 5 生涯学習推進基盤の確立
- 6 みやぎの文化育成支援
- 7 子どもの読書活動の推進
- 8 社会教育関係施設の機能充実

子供の学びを支援する5つの提言

～自立した学習者の育成を目指して～

宮城県教育委員会

1 子供の声を受け止め、適切な支援をすることで、安全・安心に学べる環境をつくりましょう

安全・安心な居場所は、子供が充実した生活を送るための土台となります。子供の声を受け止め、個に応じた適切な支援をすることで、教師と子供、子供同士の良好な人間関係づくりに努めるなど、安全・安心に学べる環境をつくりましょう。

2 子供をほめること、認めることで、やり抜く力を育てましょう

子供をほめるときには、子供が努力したことを具体的にほめることが大切です。努力を認めることで、更なる意欲を引き出し、難しいことにも挑戦しようとする気持ちや、目標に向かって努力し続ける気持ちを育てましょう。

3 子供が様々な学び方を知り、主体的に学習ができるように支援することで、学びに向かう力を育てましょう

子供が様々な学び方を知り、経験することで、見通しを持って学習に取り組んだり、学びを自己調整したりすることができるようになります。子供自身が学びの計画を立て、自由な発想でICTを活用できるようにするなど、自立した学習者として学び続けられるように支援し、学びに向かう力を育てましょう。

4 自分の考えを発表したり、交流したりする活動を充実させることで、深い学びにつなげましょう

自分の考えを発表したり、交流したりすることで、一人一人のよい点や可能性が生かされ、異なる考え方が組み合わさり、子供の学びが豊かになります。子供が習得・活用・探究という学びの過程で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、深い学びができるように支援しましょう。

5 家庭学習の質的向上を図るとともに、読書の時間を増やす働き掛けをしましょう

起床時刻、学習を始める時刻、就寝時刻を定めるなど、生活リズムを整えながら家庭学習の時間を確保するとともに、子供自身が課題を設定したり、ICTを効果的に活用したりするなど、家庭学習の質を高められるように働き掛けましょう。また、家庭や学校で読書の時間を設定するなど、子供が読書に親しむ機会の充実を図りましょう。